

国家総動員体制下における教育制度改革

～青年学校男子義務制化への動き～

小 澤 熹*

The Reformation of the Educational System under the National Mobilization in Japan,
during the Worldwar II.

～The Movements for Compulsory Youth School
(post Advanced Elementary Education) for Boys.～

Hiroshi OZAWA*

Key words : 国家総動員	National Mobilization
総動員教育	Educational Mobilization
国体教育	The Subject Education in pre-war Japan
教育審議会	Educational Council
青年学校	Youth School (post Advanced Elementary Education)

はじめに

昭和初期のわが国の恐慌、続く世界恐慌に伴う大不況と、その打開策としての海外進出政策によって緊迫化する国際情勢の中で、国家間の衝突・戦争を想定して国家総動員体制の構築が急がれる。この時代、この体制構築下での教育制度改革がいかなるものであり、どのような役割を果たしたのか、また、それが第二次大戦後の教育改革にどのような関連をもつものであるのかを、私は研究課題の一つとしてきた。この小論は、国家総動員体制の確立期に、時局的要請に基づいて急遽実施に移されることになった「青年学校男子義務制度」成立を目指す政策が、どのような状況のなかで、どのようにして始動されたのか、その時代的背景として、国家総動員教育の進展の諸相及び政策実現の過程で問題視された事項等について論述することを試みたものである。

I. 日本における国家総動員体制の形成⁽¹⁾と ファシヨ化の進展

1. 国家総動員体制とファシズムの進展 戦前昭和期の総動員計画が進行するもとの、同

時的にファシヨ化も進展する。ことに世界恐慌のさなかに起こった満州事変を契機に、対外危機感が強くあおられ、挙国一致と国防国家の建設を目指して、対外進出政策が進められるもとの急速に形成される。これに対する国民の批判や抵抗は抑えられ、その障害となる思想も排除されることになる。また、積極的には総動員体制作りの計画立案等が加速化され、次第にファシズムへの胎動が顕著なものとなる。すなわち、「侵略戦争の拡大と総動員体制の強化とファシヨ化の進展とが併行して進んだ」⁽²⁾ のであり、戦争の危機が切迫している場合、「上からのファシズム」⁽³⁾ が急激に進行する。そして「こうした場合には革命勢力（戦争反対勢力等・筆者）に対抗する大衆組織を発展させる余裕もないので、軍部を枢軸とする国家総動員体制がそれに代位するわけである」⁽⁴⁾ と指摘されている。

いずれにしても、ファシズムの多義性とその成立の要因、成立を支える社会的基盤等は種々錯綜しているのであるが、わが国の上からのファシズムは、軍部が予測構想した将来戦に備えての総動員体制確立の必要が大きな要因になっている。同時に総動員体制そのものがファシズムと不可分の重なり合うという特徴を有していた訳である。

*東北女子大学

しかし、国家総動員体制を直ちにファシズムに結びつけることには注意しなければならない。なぜなら、この国家総動員体制は、軍国主義国家やファシズム国家に限らず、「民主主義体制のもとでも国家防衛等のために、人民の同意にもとづく授権として成立しうる」⁽⁵⁾ものでもあるからである。

2. ファッション化教育への転換指標

明治中期から、わが国の教育は「教育勅語」を中核とした「国体」⁽⁶⁾思想に基づいて展開されてきたわけであるが、この「国体教育」⁽⁷⁾からファッション化教育への転換を規定する指標としては、第一次世界大戦後の社会情勢の変化によって、支配者層等の危機意識のもとに右翼勢力も加わって、伝統的な国体思想そのものが、体系的にも政治的にも急進純化され、国民統合のイデオロギーとして、ラディカルに機能させられることが基準とされる。

すなわち、国体思想の内容等において、次に示す3つの顕著な新展開が認められる。

(1) 国体思想の体系化とタブー化：一連の思想問題の取り締まりと善導、国体明徴運動のなかで、「国民精神文化研究所の設置（1932年・昭和7）」、『国体の本義』の刊行（1937年・昭和12）を通して、国体思想の理論的体系化が図られたこと。また、「世人をして生命と地位を賭するに非ざればこれに関する一語をも吐くことを許さざる状態」⁽⁸⁾と言わしめたほどの「国体思想のタブー化」⁽⁹⁾が行われること。

(2) 立憲君主論の否定：明治憲法の立憲君主論的解釈論である天皇機関説が、帝国議会における論難（1935年・昭和10）と「国体明徴ニ関スル決議」（同年3月）、それに続く一連の訓令、声明（「建国ノ大義ニ基キ日本精神作興等ニ関シ教育関係者ノ任務達成方」同年4月、「国体明徴ニ関スル声明」同年10月）によって、政治的にも行政的にも否定され、「天皇の絶対神格化」⁽¹⁰⁾が完成されること。

(3) 国体教育の徹底：このような体系化、タブー

化・神格化された天皇・国体が学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じて、青少年および国民各層に対して積極的に浸透がはかられ、国民意識の統合が徹底されると同時に、戦争に対して国民の積極的協力を生み出す総動員体制へ向けて政治的に操作されていくこと等があげられる。

II. 国家総動員教育の進展段階

わが国の国家総動員計画の進展段階に対応した国家総動員教育の進展段階は、次の4期に区分することができる。なお、総動員計画とは「国家ノ運命ヲ賭スベキ大戦争ニ対スル計画」⁽¹¹⁾であり、計画の目的は「有事ニ際シ国防上、国ノ全力ヲ最も有効ニ發揮セシムル様一切ノ人的及物的資源ノ体用ヲ平時状態ヨリ非常時状態ニ移スニ在ル」⁽¹²⁾ことが内閣資源局で策定した「総動員基本計画綱領案」⁽¹³⁾に明示されている。

1. 総動員教育の前史的段階期

第1次世界大戦時（1914～18年・大正3～7）より昭和恐慌（1927年・昭和2）に至る時期である。

この期の特徴は、大正デモクラシーの高揚と相まって、自由主義的教育の展開が各地で試みられるが、明治以来の国体教育にとって代わるまでに至らず、逆に自由主義、社会主義の研究や運動に対する取り締まりが開始される。

さらに、臨時教育会議（1917～19年・大正6～8）において、「兵式体操ニ関スル建議」および「教育効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議」が行われる。前者の建議は、1925年（大正14）に実施された宇垣軍縮⁽¹⁴⁾との関連で、文政審議会（1924～35年・大正13～昭和10）の答申を経て、中等以上の学校への現役将校の配属（1925年・大正14）と青年訓練所の設置（1926年・大正15、後に青年学校へ転換）の実現へと連なる。後者の建議は、関東大震災後に渙発された「国民精神作興ニ関スル詔書」（1923年・大正12）とともに、国体の本義及び国体観念を明徴にし国民精神を作興する教学刷新および教化総動員

運動への端緒を開くもので、国民を総動員体制へ引き込む重要な布石となったものである。

2. 総動員教育の準備形成段階期

昭和恐慌(1927年・昭和2)から2.26事件(1936年・昭和11)を経て日中戦争の開始(1937年・昭和12)へと至る期間である。

総動員教育の本格的始動期と位置づけられる時期で、大学では学問の自由が脅かされ、進歩的教授の追放が凶暴化しだす頃から、国民精神文化研究所の設置(1932年・昭和7)、長野県赤化教員事件(1933年・昭和8)、京大滝川事件(同年)、天皇機関説の排撃(1935年・昭和10)及び青年学校令の公布(同年)を経て、教学刷新評議会の答申(1936年・昭和11)により、教育審議会の設置等が行われている。

教化総動員に関しては、内閣資源局の「総動員基本計画綱領案」(昭和5年)にも「愛国教育ノ普及其ノ他戦争遂行上必要ナル教化ノ処置ヲ講ジ戦争遂行上有害ナル宣伝又邪教、迷信等ノ流行ヲ防止シ其ノ実施ニ当リテハ教育機関及関係諸団体ノ利用ニ努」⁽¹⁵⁾めることが強調されており、国民教化の事項は文部省を中心とした実施体制(昭和4年)に移されることになる。特に満州事変(1932年・昭和7)以降は「国論の統一」を強固にするため、戦争遂行上妨害となる思想、運動に対する取り締まりが強化される。学生の思想善導のために文部省組織も拡充され(昭和3年に学生課、4年に学生部、9年に思想局設置)、最終的には国民すべての精神動員を担当する教学局が設置(1937年・昭和12)される。また、急速に国体明徴論が勢力を拡大し、先にふれた天皇機関説の排撃と否定を行って、国体のタブー化が学説上でも強化される。

このような中で、わが国の教学問題の根本的解決をはかるために教学刷新評議会が設置(1935年・昭和10)され、すべての教育が国体・日本精神に基づくべきこと及び、そのための中心機関の設置等が答申されて、総動員体制下における超国家主義教育の基が確立される。また、1935年

(昭和10)には、文政審議会の答申に基づいて、実業補習学校と青年訓練所の統合による青年学校が設置されるのである。

このようにして総動員教育の急速な形成が行われ、教育のファッション化も又急激に進行したのである。

3. 総動員教育の確立段階期

日中戦争の開始(1937年・昭和12)から国家総動員法の成立(1938年)を経て太平洋戦争が始まる前年・1940年までの期間である。すなわち教育審議会が設置(1937年12月・昭和12)され、総動員体制を支える教育制度改革の総合的立案が行われると同時に、その一部が実施された時期でもある。

特に注目しなければならないのは、国家総動員計画の完成前に日中戦争が開始された関係上、急遽総動員計画のなかから国家総動員の基底を担う国民意識の統合部分を分離して、政府は1937年(昭和12)9月から国民精神総動員運動を先発させたことである。そこでは、八紘一宇、挙国一致、堅忍持久などのスローガンのもとに消費節約、貯蓄奨励、勤労奉仕、生活改善が説かれ、国民の自由な私生活を統制して総力を戦争に集中させようとした。さらに言論統制もいっそう強化されて、国民が戦争を批判することはもとより、戦争に少しの疑問を持つこともないように一切の民主的組織や思想に対する取り締まりが徹底される。前述の国家総動員法⁽¹⁶⁾が1938年(昭和13)4月に制定され、新体制運動も急速に進められた結果、一国一党の形ともいべき大政翼賛会が1940年(昭和15)10月に発足する。ここに国民個人及び政党による政治批判の道もすべて閉ざされる。

まさに、この時点に、戦争と総動員とファシズムの三者併進の典型を見ることができるのである。

教育に関しては前述のように、日中戦争の全面的展開という情勢のなかで、わが国の教育制度を根本的に改善するための総合的な立案計画を必要とした。そこで、前記の教学刷新委員会の建議を

受けて教育審議会が設置され、異例の上諭が付された教育審議会官制が交付され、諮問第1号に迎えるかたちで国家総動員体制に即応した改革案が次々に提示されることになる。後述のⅢで触れるが、その一部としての青年学校男子義務制（1934年・昭和14）がまっ先に実施に移される。

また、この頃になると戦争による労働力、各分野の人材不足を補うために中等学校以上の教育に集団的勤労作業（昭和13年）が取り入れられ、理工系大学・学部、高等工業学校等の増設（昭和14年）、既設の大学、専門学校等にも臨時の医学専門部や工業教員養成所等が付置されて、前述の「総動員基本計画綱領」にみられた方策が現実のものとなり、学校教育を通じた総動員体制も確立されてくるのである。

4. 総動員教育の完成・崩壊段階期

この時期は、太平洋戦争の開始の年から、戦局を不利に向かわせたミッドウエーの海戦を経て終戦に至る期間である。教育審議会の答申にもとづく、国民学校制度の成立を基盤に、師範学校制度、中等学校制度をはじめとする総ての学校制度と社会教育制度及び教育行政制度の改革も進められる。しかし、改革の完全な実施をみないまま、いわゆる根こそぎ動員によって、総動員体制そのものが破綻するとともに日本の教育制度が崩壊していく時期である。

すなわち、太平洋戦争が始まると物心両面にわたって、まさに国家の総力を戦争の完遂に投入するが、戦局の悪化に伴い生活必需品、労働力、兵力も底をつき教育面でもその影響を直接的に受けることになる。

「欲しがりません勝つまでは」の耐乏教育をはじめ、中等学校以上の年限短縮の実施（昭和18年）、戦場への学徒動員（同年）、義務教育の年限延長停止（昭和19年）、中等学校以上の生徒・学生の通年勤労働員（同年）、商業、農業系学校の工業学校への転換、集団学童疎開が開始（同年）され、1945年（昭和20）に入ると、ついに「決戦教育措置要綱」により、国民学校初等科を除

き、すべての学校の授業が停止されるに至り、総動員教育は完全にその機能を失うのである。

Ⅲ. 教育審議会における青年学校男子義務制についての審議

分節のⅠとⅡで述べたとおり、わが国独自の総動員教育体制づくりのなかで、青年学校制度は誕生し、真っ先にその義務制が実施されることになったのであるが、本節では青年学校の義務制化がどのような経過、理由等で急速に進められたのかということについて検討することにする。

1. 教育審議会に対する諮問

総動員教育の確立段階期に「教育審議会官制」（教育審議会の組織規程：筆者）が、異例の「上諭」⁽¹⁷⁾を拝して制定・公布されたことは、教育審議会に絶対的権威を付与し、国家的要請にもとづく教育改革断行の決意を明確に表明したものと見える。急を要する状況から1937年（昭和12）12月23日に第1回総会が開かれて、「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」という諮問第1号と以下の説明文が示された。

説明 「近時ノ學術・文化ノ發展ト内外情勢ノ推移トニ稽エ、教育ノ各方面ニ亘リ、刷新振興ヲ図ルコトハ刻下緊切ノ要務ナリトス、依ッテ教育ノ内容及制度ノ全般ニ関スル事項等、各種ノ学校教育及社会教育ニ関スル事項、教育行政ニ関スル事項等ニ就キ、一層我国教育ノ本義ヲ徹底シ、国運ノ伸長ヲ図ルニ必要ナル方策ヲ求ム」⁽¹⁸⁾。

これは「上諭」に述べられている目的を少し敷衍したものに過ぎない。要するに時代の推移、特に国家が当面する国内外における戦争対応等の困難な状況を解決し、国家将来の飛躍的發展を期するため、差し迫った重要な任務として国家繁栄の基底部となる教育内容・制度の総合的改革を、わが国教育の本義を一層徹底して審議立案せよということである。また、近衛文麿内閣総理大臣、木戸幸一文部大臣の挨拶及び伊藤文部次官の説明⁽¹⁹⁾にも同様のことが述べられている。

このように、第1回総会では、審議会の設置及び諮問の趣旨とそれに対する多少の質疑が行われただけの開会式的な会議で終わっている。

2. 閣議決定と審議権及び年来の義務教育年限延長論との関係をめぐる論争

本格的な審議は、明けて1938（昭和13）年1月13日の第2回総会から始められる。第2回総会の開会宣言直後、木戸幸一文部大臣より、諒解を得ておきたいことがあるとして、「今月ノ十一日ノ閣議ニ於キマシテ男子青年ニ対シ青年学校ヲ義務制ト致シマス方針ヲ決定シタノデゴザイマス」⁽²⁰⁾との通告があり、それが閣議決定にいたった時局的要請等について説明がなされたのである。この閣議決定は、教育の内容及び制度の全般にわたって審議することを目的に設置された教育審議会の設置目的等を無視することだとして、以下の点で問題視される。

その第1点は、教育審議会発足後であるにもかかわらず、教育制度上の重要事項である青年学校男子義務制を審議会に諮ることなく閣議決定したことは、審議会の存在意義を疑わせるというものであるということ。

第2点は、青年学校教育の義務制によって、尋常小学校6年以降の義務教育年限延長問題が教育制度改革の重点事項でなくなることの危惧である。⁽²¹⁾

問題視された第1点については、木戸幸一文部大臣は、昭和10年に青年学校制度要項を審議した文政審議会でも義務制の実施を期すべき付帯決議があったこと、特に、昨年（1937年・昭和12）7月支那事変（日中戦争のこと・筆者）が勃発して非常重大の時局に当面しており「全国青年ノ教育ハ非常に其ノ重要性ヲ加エテ来タ・・・対策トシテ兵役法ノ改正ト相俟チマシテ緊急ナル措置トシテ・・・健全ナル精神思想ノ涵養確立ノ為ニ、其ノ知能体力ノ養成ノ為ニ、青年学校教育ノ普及徹底ヲ図ルノハ一日モ忽セニスベカラザル」⁽²²⁾ものと考えて、政府は取りあえず義務制実施の方針を打ち出したものであると。また、女子青年の義

務制の実施等青年学校教育全般の問題は審議会の意見を尊重して実行に移したい旨の説明を付け加えたのである。要するに戦争という非常時に際して青年学校男子義務制度が持つ意味、特に兵役法の改正と関係づけている点で、反対できないであろうということを見越した説明をしたわけである。しかし、上諭を拝して設置された審議会であり、その委員であるという意気込みと誇りが、国の非常時であるにも拘わらず、政府に対して多くの厳しい批判的発言を生み、第3回総会に至るまで数人の有力委員を中心に強い遺憾の意が表明される。なかでも、松浦委員と添田委員の発言はその中核をつくものといえる。すなわち、松浦鎮次郎委員は諮問第1号の趣旨は、広く教育問題全般に関して「自由ノ立場カラ審議ヲ致シテ意見ヲ政府ニ申シ上ゲル立場ニアル」⁽²³⁾にもかかわらず、男子青年学校義務制実施を政府が決定したことにより、審議範囲が制限される事は、審議会設置の趣旨に反するものである。現実的には、政府は審議会に諮ることなく、既に決定してしまったが、本来「此ノ青年学校ノ義務制ト云フ其ノ問題モヤハリ此ノ会議ニオケル自由論議ノ範囲ニ入ル」⁽²⁴⁾のであり、この基本理念が無視された点を「会議ノ方から申シマスト是ダケハ審議権____ト申シマスト角ガ立チマスガ・・・甚ダ遺憾ナコトニ存ズルノデアリマシテ、出来ルナラバ緊急ノ問題トシテサウ云フ重大問題ハ此ノ会議ニ審議ヲ御許シナルト云フコトデアッタナラバ甚ダ結構ナコトデアッタト思フノデアリマス」⁽²⁵⁾と述べ、政府と諮問機関の関係がどうあることが正常であるのかを明確に指摘したのである。

さらに添田敬一郎委員は、この問題は緊急の時局的要請上、審議の暇が無かったので、その実施を決定したとは云え、教育制度の根本をなす義務教育のあり方と関連しているので、「私ハ寧ろ諮問カラ除外サレタモノデハナイ」⁽²⁶⁾と考えるし、当然審議会の自由意思によって、審議して行く必要があると思う。たとえ、青年学校教育義務制について、あまり反対が無いとしても、理論上からは、政府が決定した「青年教育ノ義務制度ノ問題

モ将来或ハ変更シ得ル余地ガ存在シ得ル」⁽²⁷⁾ のではないかと考えている。したがって、時局要請上の政府決定であっても、それが「審議会ノ権限ヲ、諮問シタ所ノモノカラ決シテ削除スルトカ、制限スル意味デハナイ」⁽²⁸⁾ と理解したいと云うことで政府の見解を正したのである。

この考え方に対し、木戸幸一文部大臣は、従来の流れからして、文部当局で当然義務制にしておかなければならなかつたのであること、また、当審議会発足の目的からして、「当然一応ハオ諮リスベキガ筋合イデアアルノデアリマス」⁽²⁹⁾ しかし、やむを得ない事情で義務制実施を決定した次第であるから、このことをもって「青年学校ハ必ず義務ニシテコノ形デ置ケト云フ意味ノコトハ毛頭考エテ居リマセヌ、ソノ意味ニ於キマシテハ添田委員ノオツシャル通りニ此ノ審議会ノ審議スル範囲ヲ制限シタノデハナイト私ハ諒解シテ居リマス」⁽³⁰⁾ と答弁し、各委員の批判を受け入れ、非を認める妥協的態度をとったのである。しかし、この答弁を額面通り受け取れるかどうかについて、安藤正純委員らによって、さらに追求されると同時に、今後このようなことが無いようにと強く念を押されている。⁽³¹⁾ 以上の状況から、この時点では、添田委員のいう義務制変更をも含む審議の白紙の立場の自由があるように、文部大臣の答弁からしても諒承されたようにみてとれる。

次に第2点目の青年学校男子義務制実施と義務教育年限延長問題との関係について見ることにする。このことは、上述のように男子青年学校義務制を閣議決定したことに対する非難発言のなかに含めて論議されてきたものである。このことについて、山本厚三委員は、農閑期ないし夜間の定時制で授業時数の少ない青年学校教育の義務制によって、1907年（明治40）以来、懸案となっている尋常小学校6年以降の全日制義務年限延長問題⁽³²⁾ が解決済みとされることを憂慮した発言を行っている。⁽³³⁾ これに対して木戸文部大臣は、前述の答弁と同様に、青年学校と高等小学校の義務制化問題の関係は、多年の問題であるから本審

議会で決定して貰う必要があると思う。このことに関して政府は何も方針を決定していない。義務年限延長が決定されれば、当然青年学校義務制に影響がでるわけで、特に青年学校普通科（6年生から接続する課程・筆者）については考えなければならないが、青年学校義務制を前提にして義務教育年限延長を考える必要はない。すべてを白紙の上で研究願いたいという考えを示したのである。⁽³⁴⁾

しかし、白紙で研究にのぞんで良いとしながらも、続けてすぐ青年学校義務制実施の発表は「実ハ戦後（第一次世界大戦・筆者注）ノ対策トシテ早メニ・・・兵役法ニ於テ特別ナ、所謂特権ト云フモノヲ省ク、之ヲ又軍部ニ於テハ或ル時期ニハドウシテモ個個ノ年限ニ付テモ発表シナケレバナラヌ」⁽³⁵⁾ というような事情もあって、軍の考え方ややり方と「実ハ一緒ニ歩カナケレバナラヌ」⁽³⁶⁾ ので行ったものであるからご諒解願いたいと、軍の意向を盾にして、白紙説をひるがえすような答弁をしたのである。

その他、少数意見として、青年学校普通科を全日制にして充実し、義務教育年限延長部分とする考え方もだされている。この考え方は、以前に教育改革同志会が提案した「青年学校義務制案要綱」⁽³⁷⁾ にみられる構想に近いものがあり、国民大衆の中等教育機関としていく発想もみられる。

さらに、青年学校普通科と高等小学校学校との関係をめぐる総括的意見として、田所美治委員は、高等小学校を存置して義務教育年限を8年に延長することは「明治以来ノ国是デアリ」⁽³⁸⁾ のような形はドイツ⁽³⁹⁾、フランス等でも見られるものである。そうであるのに「義務教育ノ本問題ヲ解決シナイ前ニ青年学校ヲ義務ニスルと云フコトヲオヤリニナツタガ為ニ・・・本末転倒シタヤウナ姿ニナツテ居ル」⁽⁴⁰⁾ のだから、青年学校普通科は廃止して高等小学校に含めてしまい、青年学校本科だけの義務制を目指すことで、年来の義務教育年限延長問題と青年学校義務制実施が両立することを強調したのである。⁽⁴¹⁾

いずれにしても、このような答弁と発言からも

分かるように、高等小学校等を義務制化し、8年制義務教育を実現する方向と青年学校本科（14歳から19歳までの5年間）を男子に義務制化する方向性が次第に浮かび上がってくるのである。また、青年学校男子義務制が軍備充実の上で重要な位置を占めていたことも理解されよう。

3. 軍事的要請としての兵役法の改正と壮丁学力の向上問題

(1) 兵役法の改正と青年学校

青年学校義務制を教育審議会に諮ることなく急遽閣議決定したことの大きな理由が、軍事的要請としての兵役法の改正問題であったが、青年訓練所及び青年学校教育と兵役法との関係についてみることにする。

兵役法（法律第47号）は、1927（昭和2）年に、従来の徴兵令に替わって制定されたものである。その第5条において「現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徴集セラレタル者ニ服ス」「現役兵ハ現役中ノヲ在營セシム」⁽⁴²⁾と定められている。これによって、平時における徴集兵の在營義務は、陸軍は2年、海軍は3年であると明示されていたのである。また、第11条において「現役兵ニシテ青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認ムル訓練ヲ修了シタル者ノ在營期間ハ六月以内ノヲ短縮スルコトヲ得」「前項ニ規定スル認定及在營期間短縮ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」⁽⁴³⁾とも規定されている。このように兵役法及び同法施行令で、徴集兵の学歴別による在營期間等の特典とその適用条件等も定められていた。たとえば、教員養成の師範学校卒業者の在營期間の短縮及びその他中等学校以上の各学校在学者の徴集延期年齢の上限等をはじめ、それら各学校卒業者に対する特典等も定めている。なお、兵役法施行令（勅令第330号）第100条では、師範学校、実業学校、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及び実業補習学校教員養成所在学者の徴集延期の上限年齢をはじめ、第53、54、57、58、59、60、61条で、

在学中に配属将校によって行われる教練の修了及び検定合格者の幹部候補生資格と入営後の成績によって就任できる階級等も詳細に定められている。上述第11条の青年訓練所は、本論文Ⅰの1.「総動員教育の前史的段階期」に設置され、その後、2.「総動員教育の準備形成段階期」に、実業補習学校と統合して青年学校とされた学校であるが、義務教育終了後、中等学校等に進学しない約80%の青年たちを一人でも多く青年学校に就学させることによって、徴集兵としての入営前基礎教育を習得させておく必要があったので、在營期間短縮等の特典は、そのまま引き継がれていたのである。⁽⁴⁴⁾しかし、教育審議会総会における木戸文部大臣答弁にみられたように、時局的要請により、1938年（昭和13）2月25日の兵役法の改正により、学校教練修了者の在營期間短縮の特典が廃止されることとなり、青年学校教育修了者の特典も廃止されたのである。理由は、中国と交戦中でもあり、近代戦に耐えることができる有能な兵士を育てるためには、青年学校教育の基礎の上に、長期在營による軍隊教育をする必要があったからである。他方、従来認めていた在營期間短縮の特典廃止によって、就学率の低下が危惧されるので、それを防ぐ措置としても、青年学校義務制実施を急ぐ必要があったといえる。

(2) 壮丁検査の学力と青年学校

審議会では、高等小学校2年間と平行して存在する青年学校普通科の授業時数の少なさ等が全国壮丁の学力の低さに現れているなど、学校制度としても時代遅れであるとの発言がなされている。このことについて田中穂積委員は、このような情況下で「世界ヲ驚カスヤウナ軍隊ヲ果シテ造リ得ルヤ否ヤヲ疑ハザルヲ得ナイ」⁽⁴⁵⁾ので、このまま放置することはできない。壮丁の学力の低さは「義務教育ノ年限ガ短カ過ギル・・・僅カ六年ノ義務教育ヲ授ケテ居ル、之ガ何トシテモ主タル原因デアル」⁽⁴⁶⁾と云わざるを得ない。難しい日本語学習はじめ歴史地理、算数、洋式体操と柔剣道、和裁と洋裁等の学習内容の広さと、さらには

「十二才ノ児童ニ国体ノ本義、国家組織ノ内容ヲ了解サセルト云フコト」⁽⁴⁷⁾は至難のわざである。「今日主ナル国ニアリマシテハ義務教育八年九年若クハ十年ト云フヤウナ・・・国々ト比較シテハ、是ハモウ及バザルコト遠シト云フコトハ論ヲ俟タナイコトデアラウト思フノデアリマス」⁽⁴⁸⁾と発言し、昭和14(1939)年度から青年学校を義務制にする場合、授業時数の大幅増加と教育内容の改善をめざしたフルタイムの義務教育年限を強く主張したのである。下村寿一委員も壮丁の学力の低さ、国民教育水準の向上について「知育偏重ノ声デアリマスガ、・・・先達テ田中委員カラ徴兵適齡ノ青年ノ学力検査ノオ話ガアリ、極メテ簡単ナ・・・問題等ノ解釈ガ出来ナイ者が非常ニ多イト云フコトデアリマシタ・・・動モスルト教育者ガ知育ヲ粗末ニスルヤウナ傾向ガナイデモナイ」⁽⁴⁹⁾と発言し、知育偏重の是正ということで、必要な知識の修得までも否定するような傾向に対しては、壮丁の学力の低さからしても、警戒すべきことを指摘したのである。この後も多くの意見の開陳が行われるが、義務教育年限をきちんと延長した上で、青年学校を接続することによって、国民の教育水準を向上させる必要があるという方向性が強くなっていく。その1つの論拠になっている壮丁学力調査について、昭和12(1937)年度の出題内容、教育程度別得点をみることにする。学力調査問題⁽⁵⁰⁾は、第一部(修身公民科等)(10分)、第二部(国語)(10分)、第三部(数学)(15分)で、各10問ずつ出題されている。問題

は第1問から第10問目に向かって次第に難度が高くなっているように思われる。一例として各部の第3、第6番目の問題をあげておく。

第一部 ^{ツギ}次ノ各文デ、^{カクブ}括弧ノ中ノ^{カツコ}四ツノ^{ナカ}コトバノ^{ヨツ}ウチ、^{エラ}ドレヲ^{タグ}選ブト^{アラハ}正シイコトヲ^{ブン}表シタ文ニナリマスカ(以下略)。

- (三) 皇大神宮には(神武天皇・天照大神・瓊瓊杵尊・明治天皇)をおまつりまうしてあります。
- (六) 五箇条の御誓文は(日本武尊・明治天皇・後醍醐天皇・聖徳太子)が国民にお示しになった。

第二部

- (三) 次の文の線のひいてある漢字に振仮名をつけなさい(以下略)。

彼岸は春と秋にありて、此の頃は昼夜の長さほとんど相等し。

- (六) 次の文の□の中に振仮名のとおり漢字を書き入れなさい(以下略)。

パナマ□□の□□□□世□の航路に大変動を生じた。

第三部

- (3) 長サ十四センチメートルノエハガキヲ三枚長クナラベルト、何ホドノ長サナルカ。

答 _____センチメートル

- (6) 甲ハ三日間、乙ハ五日間働イテ、合計十六円ノ賃金ヲ得タ。コレヲ日数ノ割ニ分ケルト、甲乙各々幾ラニナルカ。

答 甲 _____円、乙 _____円

以上のような問題が出されているのである。

全国壮丁の教育程度別平均正答率表⁽⁵¹⁾

教育程度 学科目	不 就 学	尋常小学 校 半 途 退 学	尋常小学 校 卒 業	青年学校 普 通 科 了 修	高等小学 校 卒 業	青年学校 本 科 卒 業	中等学校 在 学 及 半 途 退 学	計	中等学校 卒 業 以 上	合計		
	調査人員	1,941	13,035	108,135	3,248	241,023	147,784	2,782	540,948	90,541	631,489	
平均正答率	{ 修 身 公 民 科 }	4.8	26.6	58.6	68.2	77.8	81.3	89.9	73.9	95.9	77.1	
		国 語	3.2	17.2	37.7	47.5	56.6	58.4	75.3	53.0	—	—
		数 学	6.4	29.9	47.2	54.4	61.5	64.9	73.2	59.1	—	—

前記の統計表の成績は、学歴の高さに比例して、右肩上がりになっている。特に尋常小学校と高等小学校卒業者の得点差の大きさに注目する必要がある。このような成績の男子が、軍隊の人的構成員となって、直接軍役に服するわけである。したがって、ここに示された学歴と成績の関係も、また、8年制義務教育制度実現への強力な推進力となっていたのである。この成績はいうまでもなく年男子に限られたものであるが、これから類推される女子成年の学力レベル等についても、当然、問題にされる。国の総力を結集しなければならない時代の女性、母性の能力、役割等については、吉岡弥生委員（現東京女子医大創設者・筆者）をはじめとして、多くの意見が述べられる。意見の中核をなすものは、わが国の男尊女卑の弊風が、女子教育の改善を遅らせてきたこと。教育の機会均等を図るために、女子に対しても青年学校を義務制にすべきであること。しかし、授業時数の非常に少ない定時制教育である青年学校教育、特に普通科を尋常小学校に接続した場合、女子教育の充実整備の効果はほとんど期待出来ないで、将来性ある女子教育を整備するためには、全日制をとる義務教育年限の延長が必要であること等が、ここでも強く主張されたのである。

まとめにかえて

これまでの検討内容からすると、戦時という状況下で、戦争遂行のための国家総動員の基底となる国民意識の統合及び人的資源の育成供給を担う目的からして、青年学校男子義務制の実施は引き延ばせないこと。また、6年制義務教育制度をそのままにして、青年学校男子義務制を織り込むだけでは、国民一般の資質能力、学力レベル等の向上は期待できないこと。したがって、学校教育の基底部である義務教育制度そのものの改革が、どうしても必要であること等が明確にされたのである。この後に提示される改革原案に織り込まれるべき重要事項と全体のイメージが、この段階でかなり明瞭に描き得るようになったといえる。

次稿では、これまでに強く主張された意見が、

どのように集約され、いかなる制度設計がなされて青年学校男子義務制が成立し、実施されるのかについて論ずることにする。

【注】

- (1) 第1次世界大戦時以来の国家総動員体制の構築・進展段階と国家総動員教育の進展段階を対比した時代区分と特徴的事項等については、小澤熹執筆「教育審議会による国家総動員体制下の教育改革」：講座日本教育史編集委員会『講座日本教育史4 現代 I/II』昭和59年 第一法規所収論文39～76頁を参照。
- (2) 今井清一「総動員体制と軍部」東京大学社会科学研究会編『ファシズム期の国家と社会 6 運動と抵抗 上』東京大学出版会 昭和54年 144頁。
- (3)、(4) 丸山真男「ファシズムの諸問題」『増補版現代政治の思想と構造』未来社、昭和39年 258頁。
- (5) 今井清一 前掲書 144頁。
- (6)、(7) 日本教育行政学会編纂『教育行政総合事典』教育開発総合研究所発行2001年 Windows版 小澤 熹 執筆項目「国体の意義」、「国体教育」、「国体教育の歩みと特質」を参照。
- (8) 河合栄治郎、帝国大学新聞、昭和10年4月15日付け（朝日ジャーナル編『昭和史の瞬間 上』朝日新聞社 昭和49年 203頁を引用。）
- (9)、(10) 山口定『ファシズム』有斐閣 昭和55年 136頁。
- (11) 石川準吉『国家総動員史 資料編 第1』国家総動員史刊行会 昭和50年 目次12頁。
- (12)、(13) 石川準吉 前掲同書、37頁。
- (14) 第一次大戦後、海軍軍縮条約が締結されるが、陸軍についても兵備縮小が図られる。宇垣一成は、陸軍大臣当時に、陸軍4ヶ師団を廃止して、浮いた経費で装備を近代化すると共に、戦時動員及び削減される現役将校のポスト確保を考慮して、中等学校以上の諸学校に現役将校を配属して（1925年・大正14）軍事教練を行い、教練検定合格者が兵役に就いた際、その在営期間の短縮と予備役将校となる幹部候補生の資格を与える制度を実現させた。
- (15) 石川準吉 前掲同書 45頁。
- (16) これは戦時統制法規の集大成されたもので、経済的側面を中心に国民生活の全般に及ぶ統制権を無制限に政府に与えたものである。以後、この法律の発動により戦争・軍需を絶対優先し、

国民生活を全面的に統制する総動員体制が完成されていく。

- (17) 「朕文物ノ進運及中外ノ情勢ニ鑑ミ国本ヲ無窮ニ培ワンガ為内閣ニ委員会ヲ設置シ教育の内容及制度ヲ審議シ其ノ刷新振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ教育審議会官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム」(内閣総理大臣連署)。

教育審議会総会会議録(復刻版) 宣文堂 昭和46年 第1輯 付録1頁。

- (18) 前掲同書 第1輯 6頁。
 (19) 前掲同書 第1輯 3～9頁。
 (20) 前掲同書 第2輯 3～4頁。
 (21) 前掲同書 第2輯 4～11頁 田所美治委員質問 参照。
 (22) 前掲同書 第2輯 3～4頁、同 11～12頁でも同趣旨答弁。
 (23) (24) 前掲同書 第2輯 16頁。
 (25) 前掲同書 第2輯 17頁。
 (26) 前掲同書 第2輯 19頁。
 (27) (28) 前掲同書 第2輯 20頁。
 (29) (30) 前掲同書 第2輯 20頁。
 (31) 前掲同書 第2輯 26～28頁。
 (32) 教育史編纂会『明治以降育制度発達史』第5巻 教育資料調査会 昭和14年 44～47頁(義務教育年限延長のための小学校令施行規則改正の主眼説明)。
 (33) 前掲 教育審議会総会会議録 第2輯 34～37頁 その他多くの委員から同趣旨の発言がみられる。
 (34) 前掲同書 第2輯 38頁。
 (35) (36) 前掲同書 第2輯 38頁。
 (37) 『近代日本教育制度資料 第16巻』講談社 昭和55年 202～208頁。
 (38) 前掲 教育審議会総会会議録 第4輯 184頁。
 (39) ドイツは、1919年制定のワイマール憲法 第145条で、国民の就学義務について次のように定めているが、このような外国の教育事情を指すものと考えられる。

Die Schulartikel der Reichsverfassung.

Art 145.

Es besteht allgemeine Schulpflicht. Ihrer Erfüllung dient grundsätzliche Volksschule

mit mindestens acht Schuljahren und die anschließende Foltbildungsschule bis zum vollendeten achtzehnten Lebensjahre.

Der Unterricht und die Lernmittel in den Volksschulen und Fortbildungsschulen sind unentgeltlich.

(国家憲法学校条項

第145条 就学は全ての者の義務とする。就学義務は、基本的に最低限8年制国民学校(Volksschule)及び国民学校に接続する18才までの職業補習学校(Foltbildungsschule)に就学することによって履行されるものとする。国民学校及び職業補習学校の授業及び学用品はこれを無償とする。)

(PROF. DR. GERHARDT GIESE 『QUELLEN zur DEUTSHEN SCULGESCHICHTE seit 1800』 Musterschmidt-Verlag · Berlin. Göttingen. Frankfurt. 1961. S240)

- (40) 前掲 教育審議会総会会議録 第4輯 184～188頁。
 (41) 前掲 教育審議会総会会議録 第4輯 184～188頁。
 (42)、(43) 前掲『明治以降育制度発達史』第8巻 927～936頁。
 (44) 1935年(昭和10)青年学校制度成立に合わせて兵役法第11条は、もちろん改正されるが、旧法の「現役兵ニシテ青年訓練所ノ訓練又ハ之ト同等以上ト認ムル訓練ヲ修了シタル者ノ在営期間ハ六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」の下線部の文言を青年学校の課程及び課程を修めた者に改正しただけで同内容条文となっている(下線は筆者)。前掲『近代日本教育制度資料』第6巻 276頁。
 (45) (46) 前掲 教育審議会総会会議録 第3輯 30頁。
 (47) 同上 31頁。
 (48) 同上 33頁。
 (49) 同上 133頁。
 (50) 文部省社会教育局 昭12年度 壮丁教育調査概況(自昭和12年至昭和14年) 宣文堂書店 昭和48年 復刻発行 53～65頁
 (51) 同上書 65頁 第13表